別記様式５

要件確認申立書

（あて先）八尾市長

八尾市補助金交付規則（以下「規則」という。）第５条第２項第５号の規定に基づき、交付申請を行うにあたり、当法人は、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第６条第４号ア～オまでのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第６条第４号ア～オまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、八尾市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第２０条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）

２　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）

３　暴力団密接関係者（八尾市暴力団排除条例第２条第３号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

４　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

５　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

　　年　　月　　日

所在地

法人名

代表者